刈谷市街頭防犯カメラ機器等賃貸借仕様書

第一 総則

1 目的

街頭防犯カメラ機器等(以下、「防犯カメラ」とする。)の設置を行い、街頭犯罪の未然 防止と犯罪発生時の迅速な対応等を行うことにより、安心安全なまちづくりを実現する。

2 概要

防犯カメラは、無線LAN(Wi-Fi)方式の性能及び、記憶媒体(SDカード)での録画機能を有したものとし、その映像を無線の通信方式により、市所有の防犯カメラ専用端末機器(以下、「専用端末」とする。)に送信するとともに、記録媒体に記録することができる環境を整備する。

3 設置場所

仕様書別冊「設置場所一覧表」参照

なお、設置場所等に疑義が生じた場合は、賃貸人と賃借人が協議をするものとする。

4 賃貸借物件の内容・台数等

防犯カメラ 1方向撮影型 12台

上記の取付けに伴う、告知板・配線・取付金具等を含むものとする。

5 賃貸借期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日まで(60か月)

上記賃貸借期間以外の期間は、賃貸借物件が使用可能な状態であっても賃貸借料は発生しないものとする。

6 設置期限

全ての防犯カメラの設置及び動作確認を令和8年2月28日までに完了すること。

7 撤去期間

令和13年3月1日から令和13年3月31日

ただし、再リースをする場合は、別で締結する契約書による期間とする。

第二 一般事項

- 1 本仕様書は、刈谷市が発注する「刈谷市街頭防犯カメラ機器等賃貸借」の契約内容について必要な事項を示すものであり、賃貸人の適正な履行の確保を図るための仕様要件を定めるものである。
- 2 適用基準

本仕様書にて指定する以外の事項についても、条例及び関係法令等を遵守すること。

- 3 提出書類
 - (1) 契約締結後、速やかに設置完了までの工程表及び各種必要な手続きの一覧等を提出すること。
 - (2) 設置完了後、速やかに次の書類を紙媒体及び電子データで提出すること。
 - ・防犯カメラ管理台帳(詳細は別紙1のとおり)

- ・防犯カメラ操作マニュアル
- ・その他運用に必要な書類等

4 報告·連絡

賃貸人は、設置作業の進捗状況について、適宜賃借人に報告すること。また、賃借人と 緊密な連絡を図り、設置作業全般の責にあたること。

5 官公署・電力会社等への手続き

防犯カメラの設置及び稼働に必要な官公署・電力会社等への手続きについては、占用申請等の各種手続きを含めて賃貸人の責任において遅滞なく行うこと。ただし、賃借人からの申請でなければ受理されないものについては、賃借人で行うこと。

なお、諸手続きに要する費用は賃借人が申請を行った場合も含めて、すべて賃貸人の負担とする。

6 品質・規格

防犯カメラの機器及び運用に必要な物品等については、全てそれぞれの用途に適合する 欠点のないもので、かつ全て新品・未使用品とし、日本工業規格(JIS)、国際標準化 機構規格(ISO)等の公的な規格に定めのあるものについては、当該規格に準拠したも のとする。

7 設置上の注意等

- (1) 賃貸人は、賃借人と設置前に次の事前協議を十分行うこと。
 - ア 防犯カメラの設置方法・位置等に関すること。
 - イ 設置日時等に関すること(作業日の1週間以上前を目安とする)。
 - ウ 撮影範囲内における同意に関すること。(賃貸人は、賃借人に撮影範囲内の同意 をとるべき対象を明確に提示すること。)
 - エ その他検討を要する事項に関すること。
- (2) 設置作業中は、設置作業によって通行等に支障をきたさず、かつ、周辺区域の住民等に迷惑をかけないように十分留意すること。
- (3) 賃貸人は、設置作業にあたり必要な保安資機材を活用するとともに、必ず保安要員を配置し、第三者の生命・身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えぬよう、細心の注意を払うこと。
- (4) 設置作業中に第三者の生命・身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えた場合は、 賃貸人は人命救助措置を行った後、現場の状況を賃借人に報告し、速やかに必要な措 置を講じるとともに、賃貸人はその補償を行うこと。
- (5) 防犯カメラの設置に伴う、告知板、配線経路に使用する電線、ケーブル、配管材及 び防犯カメラ取付け金具等の費用については、賃貸人が負担すること。
- (6) 指定する設置場所への設置が困難な場合は、賃借人の指示により、設置場所の変更を行うこと。
- (7) 賃貸人は上記の防犯カメラ設置業務を電気工事業者(以下、「工事業者」という。) に委託することが出来るものとする。
- (8) 設置中の資材、廃棄物等の不要物等については、工事業者が適正に処分すること。

- (9) 設置完了までに地元住民等の申出により、画像の確認やマスキングの消去・再設定などが必要な場合は、賃借人と協議の上、必要な措置をとること。また、設置後についても、地元住民等の申出により、画像の確認やマスキングの消去・再設定などが必要な場合は、賃貸人で必要な措置をとるものとする。
- (10) 設置作業は、原則として平日9時から17時までとする。 ただし、賃借人及び賃貸人の協議の上、上記時間外で設置作業を行えるものとする。
- (11) 本仕様書に明記しないものであっても、設置作業上当然必要とする機器類等については、賃貸人の責任において設置すること。
- (12) 設置にあたっては、特に指定のない場合は以下に基づき施工を行うこと。
 - 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)最新版
 - ·公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)最 新版
 - •建築工事標準詳細図(最新版)
 - ·公共建築設備工事標準図(電気設備工事編、機械設備工事編)
- (13) 防犯カメラは最大瞬間風速 40 m/s であっても、それに耐える設置を行うこと。
- 8 設置作業完了時
 - (1) 設置作業完了後、賃貸人は、『第二 一般事項 3. 提出書類 (2)』の必要書類を 賃借人に提出し、完了報告を行うこと。
 - (2) 賃貸人は、設置作業完了後に、賃借人から補修等の指示があった場合には、速やかに必要な措置を講ずること。
- 9 費用負担

次の費用については、全て賃貸人が負担すること。ただし、次の費用のうち(6)防犯 カメラの運用に係る電気代及び占用料について、市の施設等に共架するなど分割が難しい 場合は賃借人と賃貸人で協議の上、決定することとする。

- (1) 防犯カメラの搬入、搬出に係る費用
- (2) 官公庁・電力会社等への手続きに係る費用
- (3) 防犯カメラの設置、調整及び検査等に係る費用
- (4) 防犯カメラ設置後の維持管理業務に係る費用
- (5) 専用端末の設定に関する費用
- (6) 防犯カメラの運用に係る電気代及び占用料
- (7) 防犯カメラ設置に伴う固定資産税

第三 賃貸借物件の仕様

- 1 防犯カメラ
 - (1) 防犯カメラ 12台

防犯カメラは屋外設置可能であり、無線LAN(Wi-Fi)方式で映像を専用端末に伝送することができる機器とする。

なお、公益社団法人日本防犯設備協会が制定・運用している優良防犯機器認定制度 (RBSS制度)で認定された防犯カメラであり、かつ、以下の仕様基準を満たす機 器とする。

名称	規格等	
防犯カメラ	解像度	フルHD(2592×1944)以上
	有効画素数	500 万画素以上
	デイナイト機能	有
	使用温度	-10℃~50℃で稼働
	湿度範囲	80%以下で稼働
	耐風性能	40m/s以下で稼働
	防水性	IP66以上
	逆光補正機能	有
	マスキング機能	有
	時刻補正機能	有
	録画状態確認機能	有(故障等により録画が停止
		した場合には、ランプの表示
		等により、地上から容易に確
		認できる機能を有すること。)
	データ上書き機能	有
	カメラに保存されているデータは、暗号化等の十分なセキュ	
	リティ機能で保護されていること	
	録画データ取得が第三者には行えないよう、十分なセキュリ	
	ティ機能で保護されていること	
	停電から復電時に自動復旧ができること	
	日本製品であること	

(2) 記憶媒体 12枚

記憶媒体は、128GB以上のSDカードとし、防犯カメラのメーカー推奨品かつ産業用SDに限る。

(3) 撮影·記録

ビットレート800kbps以上で14日以上連続撮影・記録できるものとする。

(4) 防犯カメラ参考品番

株式会社ケルク電子システム IG-KHC150BGW

※同等品として上記以外の機種を選定する場合は次のとおり手続きすること。 質問受付期間中に、質問書に同等品の場合のメーカー名、品名、品番、規格を明示 し、(1)に記載された事項を満たすことを明らかにする文書(カタログ等)をデ ータ化して質問書とともに公告文に記載のとおり持参により提出すること。その 後、賃借人から同等品として認められると判断された場合は、同等品として取り扱 うことができるものとする。

2 アプリケーション

必要に応じて専用端末に、防犯カメラの記録映像を再生及び記憶媒体に保存できるアプリケーションを導入すること。

3 告知板

(1) 材質等

ア 材質は、アルミ複合板等とする。なお、雨風雪や直射日光による変色、変質に耐えるものとし、ステンレスバンドにより取付け可能なものであること。

イ その他、形状、寸法及び告知内容は、別紙2「告知板の仕様」のとおりとする。

(2) 取付場所

防犯カメラ設置場所近辺に、1箇所につき1枚告知板を取り付けること。 また、可能な限り、カメラの撮影方向側の面に取り付けること。

ただし、近辺に告知板の設置が困難な場合は、賃借人と協議し、適切な方法で設置を行うこと。

(3) 費用等

ア 作成費用、設置費用及び修繕・交換費用については、賃貸人が負担すること。

イ 設置した告知板が破損した場合は、それを撤去し、新しい告知板と交換すること。

第四 賃貸借物件の条件

1 賃貸借物件の保証

設置する賃貸借物件については、日本国内に修繕拠点を有し、国外に持ち出すことなく 修繕できる製品を採用すること。また、賃貸借物件の不具合については、対処を行うこ と。

2 防犯カメラと専用端末との接続構成

防犯カメラと専用端末との接続の構成については、無線LAN (Wi-Fi) 方式による接続とし、維持経費等を考慮した接続構成で、賃貸人が最適なシステムを設計すること。映像・制御の伝送は、映像のモニタリング及び防犯カメラ操作をする際に回線側の速度不足がないことを条件とする。

3 防犯カメラ構造

屋外に設置する防犯カメラは、以下の条件を満足する構造であること。

- (1) 防犯カメラ内部から生じる電気雑音によって他の機器に影響を与えないこと。また 他の機器から電気雑音によって誤作動をしないこと。
- (2) 停電からの復電時には、停電前の状態に自動的に復旧する機能を有すること。

4 耐震

設置する防犯カメラについては、十分な耐震対策を講じること。

5 使用電源

防犯カメラに使用する電源電圧は、AC100Vとする。ただし、電源の立ち上げが必要な場合は、賃借人と協議し、適切な工事を行うこと。また、防犯カメラに供給する電源

は、交通信号機等と併用する場合、分電盤から独立した系統とするなどし、併設する機器 に影響を与えないようにすること。

6 運用時間

防犯カメラは、24時間365日連続運用とする。ただし、工事などに伴う停電の場合は除く。

7 セキュリティ

防犯カメラと専用端末において扱う録画データ等については、次に示すとおり、通信を 行う防犯カメラ機器にセキュリティ機能を有したもので構成し、その対策については賃借 人の承認を得ること。

- (1) 防犯カメラは、第三者による無線 LAN(Wi-Fi)の不正アクセスを防止する 処置を講ずること。
- (2) 記憶媒体は、鍵等で保護され、第三者が容易に取出しできない機能を有すること。
- (3) パスワードの設定及び暗号化により、録画データを第三者が安易に再生・編集できない機能を有すること。
- (4) 防犯カメラと専用端末とのアクセスログを記録する機能を有すること。
- (5) 防犯カメラは、SDカードも含めて防盗性能に優れたものとすること。
- (6) 上記のセキュリティ対策が侵害された場合、最新のセキュリティ機能を導入するなどの適切な措置を行うこと。

8 賠償責任保険への加入

賃貸人は、万が一の事故に備えるため、本賃貸分の防犯カメラに対し施設または業務の遂行に起因する対人・対物事故に対し1名の上限額1億円、1事故または1請求10億円、施設の所有・使用・管理や業務の遂行に伴い次のいずれかの不当行為(不当な身体の拘束、口頭または文書・図画面による表示)が行われ、それによって他人の自由・名誉・プライバシーを侵害したことに対し人格権侵害担保特約1名の上限額1百万円、1事故または1請求1億円の施設賠償責任保険に加入すること。

第五 防犯カメラ設置後の対応

1 維持管理業務

- (1) 賃貸人は、防犯カメラの設置後から賃貸借期間終了までの間、設置した防犯カメラが正常な状態で使用できるよう管理すること。
- (2) 設置した防犯カメラに関して、賃貸人において統一された受付・対応を行うこと。
- (3) 賃貸人は、防犯カメラの不具合を発見したとき又は通報を受けたときは、そのときから3営業日以内に現地での確認作業(電源ボックス内の各機器、撮影装置の状態確認)、撮影装置等の再起動を実施し、また、速やかに修繕等の必要な措置をとること。なお、費用については、賃借人の責めによらないものであるときは、賃貸人が負担するものとする。また、天候等の予期せぬ状況により現地確認の実施が困難な場合は、その旨を賃借人に報告するものとする。
- (4) 賃貸人は、修繕作業が完了したときは、報告書により賃借人に報告すること。

- (5) 防犯カメラの不具合が不可抗力によるものと判断した場合でも、賃貸人が修繕を行うものとする(落雷による自然災害も含む)。 費用については、賃借人が負担するものとする。
- (6) 賃貸人は、修繕等のために録画装置より外部に取り出した画像については、確実に 削除すること。また、機器から知り得た情報については、秘密を保持し、一切外部に 漏らさないこと。
- (7) 賃貸人は、年1回昇柱もしくは高所作業車を使用し直接カメラ本体の点検(点検内容及び報告方法は別紙3のとおり)を行うこと。また、SDカードについては、賃貸借期間中に1回は全て新品に交換するものとする。
- (8) 賃貸人は、防犯カメラの取扱方法及びアクセスログの確認、新たなパスワードの設定方法について簡易マニュアルを作成し、賃借人に提出することとし、事前に賃借人の承認を得ること。また、作成した簡易マニュアルに基づき取扱い説明を行うこと。
- (9) 本仕様において製造又は改造したソフトウェアの不具合については、修正及び対処 を行い、関係するドキュメント等を賃借人に提出すること。
- (10) 専用端末及びソフトウェアについては、OSの変更に伴う保守及び改修に必要となる情報を事前に賃借人に提供すること。
- (11) 本業務により第三者に損害を及ぼしたときは、賃貸人がその損害を賠償し、誠意を持って補償にあたるとともに、早期解決に努めること。ただし、その損害が賃借人の責めに帰すべき事由により生じたものについては、賃借人が負担すること。

2 事故等による損傷の対応

事故等により、本仕様書による賃貸借物件が一般交通に支障を及ぼしている場合は、賃貸人がその撤去を速やかに行うものとする。撤去した防犯カメラの復旧については、事故当事者との交渉は、賃貸人が行うものとし、復旧した防犯カメラについては、賃貸人が引続き保守管理すること。事故等による損傷の対応については、防犯カメラの設置後から賃貸借期間終了までの間において適用される。

3 防犯カメラの移設

- (1) 防犯カメラに移設の必要が生じたときは、事前に移設先を賃借人と賃貸人の協議の上で決めること。
- (2) 賃貸人が防犯カメラ(告知板を含む)の取り外し及び取り付けを行うこと。また、移設元の電柱等については、防犯カメラ設置前の状態に現状復帰を行うこと。
- (3) 移設を行う際に関連する官公庁・電力会社等への手続きは、賃貸人で行うこと。ただし、賃借人からの申請でなければ受理されないものについては、賃借人が行うものとする。
- (4) 設置後の防犯カメラ(告知板を含む)は、引き続き賃貸人が保守管理すること。
- (5) 移設費の負担については、賃借人の責に因る場合は賃借人にて負担し、それ以外の移設は、全て賃貸人で費用を負担するものとする。

4 賃貸借期間終了後

(1) 賃貸借期間終了後は、令和13年3月31日までに賃貸人がすべての防犯カメラ(告

知板を含む)を撤去すること。ただし、賃貸借期間終了後に再リースをする場合は、 別途契約する。その場合、賃借人は、賃貸借期間が終了する2か月前に賃貸人に申し 出るものとする。

- (2)賃貸借期間終了後にカメラを撤去する場合には、賃借人は、カメラの撤去費用として一台当たり33,000円(消費税別)を賃貸人に支払うものとする。
- (3) 撤去元の原状復帰を行うこと。
- (4) 撤去を行う際に関連する官公庁・電力会社等への手続きは賃貸人で行い、費用についても賃貸人で負担すること。ただし、賃借人からの申請でないと受理されないものについては、賃借人で行うこと。その場合においても、費用については、賃貸人が負担すること。
- (5) 使用期間終了後の防犯カメラの撤去は、本市の指定に基づいて本契約を請けた者が 行うこと。また、撤去の際には、防犯カメラに保存されているデータの完全消去を行 い、消去完了を証明する証書を提出すること。証書の様式は問わない。

第六 賃貸借物件の責任分担

- 1 賃貸人が負担する場合
 - (1) 防犯カメラの製品としての不具合による故障
 - (2) 配線の不具合
 - (3) 火災、落雷、破損、盗難、雪害・風害、いたずら・破損行為、台風等による洪水・ 高潮・土砂崩れ等の水害、車両の接触・衝突、電気的機械的事故など、偶然、外来、 かつ急激な事故によって生じた損害
- 2 賃借人が負担する場合
 - (1) 清掃・近隣樹木の伐採など、賃借人側の作業者の責による損害
 - (2) 地震・噴火による損害
 - (3)戦争・暴動・変乱による損害
 - (4) その他上記1以外で、賃貸人の責に因らない損害
- 3 賃借人と賃貸人との責任分担について
 - (1) 本業務が達成できないことによる損失は、原則として、賃貸人が負担する。ただし、天災など、賃貸人の責に帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議するものとする。
 - (2) 予想されるリスクと責任分担は、別紙4「分担表」によることとし、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

第七 使用不能による契約の終了

地震・噴火及びこれらに起因する津波等によって生じた損害、または戦争・暴動その他の 事変によって生じた損害等、賃借人または賃貸人の責に帰することができない事由により賃 貸借物件が使用不能になりインフラ等復旧の見込みが立たない場合、その分に係る契約は、 終了する。

この場合の負担割合は、賃借人と賃貸人で協議して決定する。

第八 支払い方法

賃貸借料は、賃貸借期間開始から支払いが発生し、後払いで賃貸人から適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。また、契約時に定める特約条項により年度ごとの支払い額を記載し、請求は1年あたり12回を超えることができない。

第九 その他

- 1 様式
 - 報告書等の様式については、賃借人と協議を行うこととする。
- 2 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、賃借人と賃貸人が協議を行うこととする。